

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第十四号

#### 広島県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和四十四年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「調整監」を「参事」に改め、「事業調整監」を削り、「主任主査」を「主幹」に改め、「主任主事」を削る。

第七条第五項を次のように改める。

5 参事は、上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。

第七条第七項中「主任主査」を「主幹」に改め、同条第十項中「主任主事及び」を削る。

第七条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第八条第一項中「企画員」を削る。

第八条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

#### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。